東京大学グローバル教育センター長　殿

　　　　年　　　月　 　日　学部/研究科：アイテムを選択してください。学年：アイテムを選択してください。

学籍番号　　 　　 　　　　　氏名 　　　　　　　　 　　 　　 　署名

私は、東京大学グローバル教育センター担当プログラム（**プログラム名：**）に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約します。本誓約書に違反した場合には帰国を命ぜられることがあることも理解しています。

1. **遵守事項**
2. 募集要項をよく確認し、参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
3. 参加者として選抜された後は、正当と認められる理由以外での辞退やプログラム中の欠席をしないこと。
4. プログラム参加に必要な諸手続き（派遣先機関等に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
5. プログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入すること（加入に要する経費は自己負担となる。また本部国際教育推進課の指定した正しい加入期間（日本の家を出る日から、家に帰る日）を守ること。間違った加入期間によって発生した損害は自己責任とする）。
6. プログラム参加中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の派遣学生危機管理サービスOSSMA (Overseas Student Safety Management Assistance) に必ず加入すること（加入に要する経費は自己負担となる）。
7. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
8. 滞在国（地域）と日本の法令およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。（日本で禁止されている薬物の使用、20歳未満の者の飲酒などは厳に慎むこと。）
9. 滞在国（地域）で、危険な行為をしないこと。
10. プログラム終了後は、必ず帰国し、引き続き本学に在籍すること。
11. 申請にあたって東京大学（本部国際教育推進課）が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力（留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に本学が利用する場合があることを了承すること。
12. プログラム中に東京大学（本部国際教育推進課）やプログラム実施機関が撮影する記録写真や動画を東京大学や本部国際教育推進課のウェブサイト等の広報資料に利用する場合があることを了承すること。
13. **帰国命令及び奨学金の停止、参加学生のプログラム参加の中止**
14. 東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、参加学生のプログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
15. 上記Ⅰの遵守事項に違反した場合。
16. 申請書類の記載事項に虚偽があった場合。
17. 他者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合。
18. プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合。
19. プログラムが求める学問的条件等を満たす見込みがないと判断された場合。
20. プログラム実施機関が所在する国（地域）の治安や公衆衛生の状況の悪化等、プログラム実施が決定された後に現地の状況が変化したと認められる場合（日本国外務省が発出する「危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上、「感染症危険情報」が「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」に指定された場合等）
21. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、参加学生が負担するものとする。

（次頁に続く）

1. **東京大学が責任を負わない損害**

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の1.～6.のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

1. 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のスケジュール変更、設備不調（オンライン環境含む）、その他の不可抗力により生じた損害。
2. 正課外の活動（自由時間、休日等）により生じた損害。
3. プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
4. プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
5. 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
6. プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。

（以上）